

島根原子力発電所2号機 第18回定期事業者検査の実施状況
(2026年3月15日現在)

主要事項

連絡項目	実施日
発電停止	2026. 2. 9
原子炉起動	
試運転開始	
発電開始	
総合負荷性能検査	

原子炉関係

連絡項目	実施日
原子炉格納容器開放	2026. 2. 10
原子炉圧力容器開放	2026. 2. 12
燃料取出	2026. 2. 15～2026. 2. 20
制御棒、中性子検出器取替	2026. 3. 6～
制御棒駆動機構機能試験	
燃料装荷	
原子炉圧力容器復旧	
原子炉圧力容器漏えい検査	
原子炉格納容器漏えい率検査	

タービン関係

連絡項目	実施日
車室分解開始	2026. 2. 17
車室分解完了	2026. 3. 6
車室組立開始	
開放検査終了	
車室組立完了	

主要工事

連絡項目	実施日
特定重大事故等対処施設設置工事	2026. 2. 9～
燃料取替	2026. 2. 15～2026. 2. 20
タービン電気油圧式制御装置取替工事	2026. 2. 9～
給水流量制御装置取替工事	2026. 2. 9～
原子炉隔離時冷却系制御装置取替工事	2026. 2. 16～
電気ペネトレーションのモジュール取替工事	2026. 2. 17～
原子炉圧力容器他点検	2026. 2. 23～

《特記事項》

・ 運転上の制限の逸脱および復帰について（2026年2月26日）

2026年2月26日16時06分、重大事故等発生時用の燃料プール^{※1}水位・温度監視設備が使用できない状態となったことから、17時00分、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限^{※2}（以下「運転上の制限」）を満足しない状態であると判断した。

その後、当該設備の復旧作業を実施し、使用できる状態になったことから、17時31分に運転上の制限を満足しない状態から復帰した。

燃料プールの水位および温度は複数の設備で監視していることから、当該設備が動作不能な間も他の設備により継続監視できており、異常がないことを確認している。

原因については、今後調査を進める。また、本事象による外部への放射能による影響はない。

※1 原子力発電所の使用済燃料等を水中で冷却・保管するための施設。

※2 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限では、重大事故等発生時において燃料プールの水位・温度監視設備が動作可能であることが必要となる。本事象では、通常用の監視設備により燃料プールの水位および温度を継続監視していたものの、当該設備が停止しことから運転上の制限を満足しない状態であると判断したもの。

以 上